

○福島市工事検査基準

最終改正 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この基準は、福島市請負工事検査規程(平成31年4月1日付け訓令第16号。以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、福島市が発注する土木、建築その他の請負工事(以下「工事」という。)の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、規程、福島市財務規則(平成15年規則第34号。以下「規則」という。)、規則第147条第1項に規定する福島市工事請負契約約款(以下「約款」という。)、福島市請負工事監督要綱(平成22年10月1日制定)において使用する用語の例によるものとする。

(検査の内容及び方法)

第3条 検査は、当該工事の目的物を対象として、契約図書(契約書及び設計図書(別冊の図面、仕様書(特記仕様書、共通仕様書)、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。)をいう。)その他関係書類と照合し、工事の実施状況、出来形品質及び出来ばえについて行うものとする。ただし、その適否の判断は出来形及び品質について行うものとする。

2 検査は、次に掲げる事項に準拠して実施するものとする。

- (1) 福島県工事検査基準
- (2) 地方整備局土木工事検査技術基準(案)
- (3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- (4) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- (5) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)

3 設計図書間に相違がある場合の優先順位は、質問回答書、現場説明書、特記仕様書、図面、共通仕様書(標準仕様書を含む。)の順番のとおりとする。

4 検査員は、次の各号に掲げる方法により検査を行うものとする。

- (1) 観察による判定
- (2) 実測による判定
- (3) 照合による判定
- (4) 資料による判定
- (5) 機械等の機能上の確認

(工事実施状況の検査)

第4条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録(写真、ビデオ等による記録を含む(以下「各種の記録」という。))と、契約図書等を対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第5条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合、検査員は、監督員又は受注者に対して当該工事に関する説明を求め、規則第195条第2項及び約款第32条第2項又は第32条の2第2項の規定に基づき、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(品質の検査)

第6条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づ

き行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により、当該品質の適否を判断することが困難な場合、検査員は、前条と同様に最小限度破壊して検査することができる。

(出来ばえの検査)

第7条 出来ばえの検査は、仕上げの状態、通り、すり付け等の程度及び全般的な外観についての目視、観察により行うものとする。

附則

この基準は、平成16年12月1日から施行する。

附則

この基準は、平成22年2月1日から施行する。

附則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成31年4月1日より施行する。

附則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

工事实施状況の検査留意事項(土木・建築・設備共通)

	項目	関係書類	内容
1	契約書等の履行状況	工事請負契約書 共通仕様書 設計図書 関係法令に関する書類	指示・承諾・協議事項等の処理内容 支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況 その他契約書等の履行状況
2	工事施工状況	施工計画書 その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況 現場管理状況
3	工程管理	実施工程表 監理報告 工事日報 その他関係書類	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	工事請負契約図書 関係法令に基づく届出 その他関係書類	安全管理状況(安全教育) 交通処理状況及び措置内容 関係法令の遵守状況(占用、過積載)
5	施工体制	設計図書 施工計画書 施工図 施工管理記録 試験成績書 検査記録 工事写真 施工体制台帳 施工体系図	適正な施工体制の確保状況 元請負人の実質的関与、技術者の配置 (現場代理人及び主任技術者等の資格等の確認) 施工体制台帳等のチェックリスト (福島市請負工事現場施工体制点検マニュアル)

備考 (1) その他検査実施においては、福島市請負工事成績評定要綱を参考(工事成績採点の考査項目別運用表等)として、適宜検査を行うこと。

別表第2(第4条関係)

出来形寸法検査基準

1 土木工事

工種		検査基準	検査密度	
共通	共通的 工種	矢板工	基準高、変位 根入長、延長	250枚につき各1箇所以上 (ただし、施工延長250枚以下の場合は各2箇所以上)
		法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、 幅、延長	20mにつき各1箇所以上 (ただし、施工延長200m以下の場合は各2箇所以上)
	基礎工	基準高、根入長 偏心量	1基または1目地間当たり各1箇所以上	
	石・ブロック 積(張)工	基準高、法長、厚さ、 延長	100mにつき各1箇所以上 (ただし、施工延長100m以下の場合は各2箇所以上) 厚さは抜きブロックにより胴コン・裏コンの状態と併せて検査	
	一般 施工	路盤工	基準高、幅、厚さ	基準高、幅は200mにつき各1箇所以上 (ただし、施工延長200m以下の場合は各2箇所以上) 厚さは1kmにつき1箇所以上 (ただし、施工延長1km以下の場合は2箇所以上)
		舗装工	基準高、幅、 厚さ、横断勾配 平坦性、透水性	基準高、幅及び横断勾配は、200mにつき各1箇所以上 (ただし、施工延長200m以下の場合は各2箇所以上) 厚さは施工面積10,000㎡につき1箇所以上コアーにより検査 (ただし、施工面積10,000㎡以下の場合は2箇所以上) 排水性舗装は透水試験を適宜実施する。
		地盤改良	基準高、幅、厚さ、 延長	200mにつき各1箇所以上 (ただし、施工延長200m以下の場合は各2箇所以上)
	土工	基準高、幅、法長	200mにつき各1箇所以上 (ただし、施工延長200m以下の場合は各2箇所以上)	
河 川	築堤・護岸	基準高、幅、厚さ、 高さ、法長、延長	200mにつき各1箇所以上 (ただし、施工延長200m以下の場合は各2箇所以上)	
	浚渫(川)	基準高、幅、深さ、 延長	200mにつき各1箇所以上 (ただし、施工延長200m以下の場合は各2箇所以上)	
	樋門・樋管 水門	基準高、幅、厚さ、 高さ、延長	水門、樋門、樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意箇所(各2箇所以上) 函渠は同種構造物ごとに各2箇所以上	
砂 防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、 延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所 (各3箇所以上)	
	流路	基準高、厚さ、幅、 高さ、延長	200mにつき各1箇所以上 (ただし、施工延長200m以下の場合は各2箇所以上)	
	斜面对策	基準高、厚さ、幅、 高さ、延長	100mにつき各1箇所以上 (ただし、施工延長100m以下の場合は各2箇所以上)	
ダ ム	コンクリートダム	基準高、幅、 ジョイント間隔、 堤長	5ジョイントにつき各1箇所以上	
	フィルダム	基準高、 外側境界線	5測点につき各1箇所以上	

工種	検査基準	検査密度
道 路	道路改良	基準高、厚さ、幅、高さ、延長 100mにつき各1箇所以上 (ただし、施工延長100m以下の場合は各2箇所以上)
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、スパン長、変位 スパン長は、スパン毎。その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造図の寸法表示箇所の任意箇所(各1箇所以上)
	鋼橋上部	部材寸法、基準高、支間長、中心距離、キャンバー 部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分。その他は、5径間未満は各2箇所以上。5径間以上は2径間につき各1箇所以上。
	コンクリート橋上部	部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー 部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分。その他は、5径間未満は各2箇所以上。5径間以上は2径間につき各1箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長 両坑口部を含めて、100mにつき1箇所以上 (ただし、施工延長200m以下の場合は、両坑口部を含めて各3箇所以上)
その他構造物	工種に応じ基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、延長、長さ等 同種構造物ごとに適宜決定する。	

備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地で検査が出来ない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査することができる。

(2) 施工延長とは、施工延べ延長をいう。

(3) 工事の規模、内容等によっては、適宜検査員の判断により検査が出来るものとする。

2 建築・設備工事

検査内容	関係図書
形状寸法を審査し、定められた条件に適していたかを確認する。 なお、必要があると認めるときは、計測等をおこなう。	設計図書、出来形図 共通仕様書、特記仕様書

項目	検査内容	検査方法
杭工事	杭工事基準高、杭種、杭長、杭径、本数、支持力、偏心量、整地	施工計画書、施工記録、納品書、工事写真、目視及び実測等により確認
躯体	柱、梁、スラブの寸法、開口位置・寸法	
仕上	仕上材料、範囲、厚さ	
排水	基準高、管径、勾配、延長	
配管、配線	形状、管径、勾配	
舗装	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性	

別表第3 (第5条関係)

品質検査基準

1 土木工事

工種		検査内容	検査方法	
共通	材料	(1) 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か。	(1) 観察又は品質証明により検査する。 (2) 場合により実測する。	
	基礎工	(1) 支持力は、設計図書と対比して適切か。 (2) 基準の位置、上部との接合等は適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。	
	土工	(1) 土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 (2) 支持力又は密度は設計図書と対比して適切か。	(2) 場合により実測する。	
	無筋、鉄筋 コンクリート	コンクリートの強度 スランプ、塩化物総量 アルカリ骨材反応対策 水セメント比等は、設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。 (3) 石・ブロック積(張)工の胴コン・裏コン、床止め・床固め工、コンクリートダム工、水位のある場所に使用するコンクリート構造物等については、注水試験を行い、水密性を検査する。	
	構造物の機能	構造物又は附属設備等の性能は設計図書と対比して適切か。	主に施工管理記録及び実際に操作し検査する。	
道路	舗装	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 (2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び実際に操作し検査する。 (2) 場合により実測する。
		アスファルト舗装工	アスファルト使用料 骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に既に採取されたコア及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2) 場合により実測する。

- 備考 (1) コンクリートの注水試験の穿孔深さは、打継目のある場合は、打継目を含め、1.8m程度穿孔するものとし、打継目のない場合は、厚さを10cm程度残し穿孔するものとする。またコンクリートダム工等の穿孔位置は、型枠面から30cm程度の位置に穿孔するものとする。
- (2) 土木コンクリート構造物においては、検査員の判断により、テストハンマーによる強度試験又はコアによる強度試験を行うことが出来るものとする。
- (3) 検査方法における実測には、公的試験機関等による品質確認検査を含むものとする。
- (4) 工事の規模、内容等によっては、適宜検査員の判断により検査を行うことが出来るものとする。

2 建築・設備工事

検査内容	関係図書
品質及び性能について審査し、一定以上の水準にあるかを確認する。 なお、必要があると認めたときは、測定、操作、運転を行う。	設計図書、試験成績書、 規格証明書、品質証明書 共通仕様書、特記仕様書